

認知症と不動産取引

平成28年

11月10日 木

13:30-16:00 (受付開始13:00)

定員
60名様
限定

各会員
割引あり
※裏面をご参照ください。



お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。
また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。

受講料：20,000円 (資料代・税込み)

会場：TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)



講師紹介

福田 龍介 氏

フクダリーガルコントラクツ &
サービシス司法書士法人
代表司法書士

<主な著書>

「新・中間省略登記が図解でわかる本」

(住宅新報社、平成22年4月発行、平成27年10月 第6刷)

「会社の設立・変更登記 手続きと書式のすべて」

(日本実業出版社、平成20年1月 第3刷)

「中間省略登記の代替手段と不動産取引」共著

(住宅新報社、平成19年11月発行、現在 第3刷)

「資格起業『3年で10倍』の法則」

(日本実業出版社、平成19年12月発行)

プロフィール

早稲田大学法学部卒業

平成元年司法書士登録

大手司法書士事務所等の勤務を経て、

2002年フクダリーガルコントラクツ & サービスを設立し独立開業。

現在32名のスタッフ(内司法書士15名)を擁する。3年で事務所規模、売上を10倍にしたため、「3年10倍の法則」を講演、著作物等で発表。2005年からは「中間省略登記問題」に取組み、それが報道で大きく問題化され、最終的に政府を動かすきっかけとなる。「新・中間省略登記」の公認を求めた2006年末の規制改革・民間開放推進会議の答申にも関与。理論・実績両面において自他共に認める「新・中間省略登記」の第一人者。数々の不動産トラブルを未然に防いできた実績から、不動産リスクコンサルタントとしてマンションデベロッパー、大手仲介会社等の土地取引のアドバイス(どうすれば安全に不動産を買えるか)を行っている。

講座内容

- 1 認知症の兆候と不動産取引における問題点
- 2 認知症でも不動産取引が出来る場合
- 3 兆候が有った場合の具体的な対応方法
- 4 判断に迷ったらどうするか
- 5 診断書・意見書等の記載例
- 6 トラブルや責任追及を避けるために打つべき手
- 7 事後的な意思能力の喪失・低下にどう対処するか
- 8 成年後見制度利用の盲点
- 9 親族や弁護士による代理の落とし穴
- 10 意思能力あっても無効となる危険

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。

TAP実務セミナー

検索

